

○下関市勤労青少年ホーム運営協議会規則

平成17年2月13日

規則第120号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例（平成17年条例第171号）第4条の規定に基づき、下関市勤労青少年ホーム運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下関市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の運営方針に関すること。
- (2) ホームの利用普及に関すること。
- (3) その他ホームの運営に関し特に必要な事項

(組織及び任期)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 勤労青少年
- (2) 勤労青少年の雇用者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員及び任務)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係機関等の協力)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、市内の企業、労働関係機関等に対して資料の提出、意見の開陳等ホーム運営に関して協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業振興部産業立地・就業支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第29号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第44号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。